律の整備に関する法律案(趣旨説明)日程第一 働き方改革を推進するための関係法○議長(伊達忠一君) これより会議を開きます。

生労働大臣加藤勝信君。本案について提出者の趣旨説明を求めます。厚

[国務大臣加藤勝信君登壇、拍手]

明いたします。 「は関する法律案につきまして、その趣旨を御説ました働き方改革を推進するための関係法律の整ました働き方改革を推進するための関係法律の整

ことは、 のであります。 実や労働生産性の向上を促進し、 選択できる社会を実現することが重要です。この 働く方がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を 方の働き方に関するニーズはますます多様化して 本経済における成長と分配の好循環につながるも 能力を最大限に発揮できるようにし、ひいては日 急速に少子高齢化が進展する中において、 非正規雇用で働く方の待遇を改善するなど、 長時間労働の是正が急務です。 働く方の就業機会の拡大、 また、 過労死を二度と繰り返さな 働く方の意欲や 職業生活の充 働く

aため、この法律案を提出いたしました。 このような社会を実現する働き方改革を推進す

要を御説明いたします。 以下、この法律案の内容につきまして、その概

な方針を策定することとしています。にするとともに、国が労働に関する施策の基本的ていくため、その基本的な考え方を法律上明らか第一に、働き方改革を総合的かつ継続的に進め

できる労働時間制度等を構築します。ク・ライフ・バランスを図り、能力を有効に発揮の・ライフ・バランスを図り、能力を有効に発揮のできる労働時間制度等を構築します。

具体的には、長時間労働を抑制するため、時間外労働に上限を設け、これに違反した場合には罰外労働に係る五割以上の割増し賃金率の中小事業主労働に係る五割以上の割増し賃金率の中小事業主労働に係る五割以上の割増し賃金率の中小事業主での適用猶予の廃止や、年五日の年次有給休暇の下の適用猶予の廃止や、年五日の年次有給休暇の下でいます。

しています。
や、産業医、産業保健機能の強化等を行うことと
さらに、勤務間インターバルの努力義務の創設

間の不合理な待遇差の解消を目指します。を確保し、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の第三に、雇用形態に関わらない均等・均衡待遇

決手続の整備等を行うこととしています。業主に義務付けるほか、行政による裁判外紛争解の待遇の相違の内容、理由等を説明することを事扱い等を禁止するとともに、通常の労働者との間び派遣労働者について、不合理な待遇や差別的取び無力がは、短時間労働者、有期雇用労働者及具体的には、短時間労働者、有期雇用労働者及

最後に、この法律案の施行期日は、一部の規定 を除き、平成三十一年四月一日としていますが、こ の法律案につきましては、衆議院において、高度 の法律案につきましては、衆議院において、高度 の法律案につきましては、衆議院において、高度 の法律案のありますが、こ

○議長(伊達忠一君) ただいまの趣旨説明に対

[石田昌宏君登壇、拍手]

○石田昌宏君 自由民主党の石田昌宏です。○石田昌宏君 自由民主党・こころを代表して、ただいま議題となりました働き方改革を推進するためのま議題となりました働き方改革を推進するための

七十年ぶりの大改革とおっしゃいました。て、働き方改革法案を戦後の労働基準法制定以来安倍総理は、今国会冒頭の施政方針演説におい

現在の我が国の労働法制では、超過勤務が発生すればその分だけ賃金が増えるため、生産性向上への意識が高まりにくいと言われています。また、への意識が高まりにくいと言われています。また、人口が減る中で、子育て中だからフルタイムでは働けない、経験を生かして働きたいけど、体力的に短時間でないと無理だといった声もよく聞こえに短時間でないと無理だといった声もよく聞こえに短時間でないと無理だといった声もよく聞こえに短時間でないと無理だといった声もよく聞こえるわけです。

下。 しかし、多様な働き方が可能となれば、女性や 高齢者の方々の労働市場参加が期待できるわけで で効率よく利益を上げることができるようになり、 で効率よく利益を上げることができるようになり、 で対率は、多様な働き方が可能となれば、女性や しかし、多様な働き方が可能となれば、女性や

そこで、まず安倍総理にお伺いします。

会や生産性革命の推進にとってどのような位置付この七十年ぶりの働き方改革は、一億総活躍社

長時間労働は、労働者の健康を損ねたり、正社

けがなされるのでしょうか。

様々な問題につながります。しまったり、出産に踏み切れなかったりするなど、員を選択しにくくしたり、キャリアを中断させて

現行の仕組みでは、労使合意による時間外労働現行の仕組みでは、労使合意による時間外労働が可能といるため、実質的に上限なく時間外労働が可能となっていました。これまでも労働政策審議会で見ることができず、長い間の課題となっていました。

六回の働き方改革法案では、労働界、経済界の今回の働き方改革法案では、労働界、経済界の合意の下、史上初めて、三六協定でも超えてはならない、時間外労働の限度を罰則付きで設けます。長時間労働に対する規制強化をめぐる歴史にとっ長時間労働に対する規制強化をめぐる歴史にとった。

ます。による合意に至る経緯について詳しくお示し願いによる合意に至る経緯について詳しくお示し願いそこで、安倍総理に、改めて、労働界や経済界

進です。 進です。さらに、勤務間インターバル制度の を行います。さらに、勤務間インターバル制度の を回の法案で、時間外労働の罰則付き上限規制

業主に守らせる、守ることのできる環境を整備すその上で、大切なことは、これをしっかりと事

深刻化する懸念があります。 集約型のまま、仕事の仕方では、更に人員不足が足に直面している中小企業にとって、従来の労働

そこで、中小企業でもしっかりと長時間労働の是正ができるようにどのような支援策を講ずるのとならないよ方改革のしわ寄せにより、中小企業が大企業による無理な発注と長時間勤務の板挟みとならないよる無理な発注と長時間勤務の板挟みとならないよる無理な発注と長時間勤務の板挟みとならないようどのような措置を講ずるつもりでしょうか。安には、中小企業でもしっかりと長時間労働の

ことができないという実態があります。一き一時間認められている休憩すらなかなか取る然、夜間勤務もありますが、法律上八時間勤務に然、夜間勤務もありますが、法律上八時間勤務に一テーションにより職場を回しています。当おの看護師としての勤務経験から申し上げたい

経済活動が二十四時間化する中、多くの産業で経済活動が二十四時間化する中、多くの産業でにお伺いします。

お尋ねいたします。 最後に、高度プロフェッショナル制度について

働き方の多様化への対応も必要です。

動き方の多様化への対応も必要です。

動き方の多様化への対応も必要です。

したがって、グローバル経済では、国際化に対応した適切な働き方の枠組みを国は提示しなければした適切な働き方の枠組みを国は提示しなければなりません。労働時間規制の強化だけではなく、ののません。労働時間規制の強化だけではなく、

今回法案に盛り込まれた高度プロフェッショナー今回法案に盛り込まれた高度プロフェッショナル制度は、さきに述べたような対象業務に就き、かつ、一定額以上の年収を有するとともに職務がいるここで大切なのは、過労死を起こさないことはもちろん、さらに、日々の健康を保ちながら働けもちろん、さらに、日々の健康を保ちながら働けるための健康管理を進める政策を併せて展開することです。産業医や産業保健師の充実、健康診断の推進、休憩時間やインターバルの確保などを進めなければなりません。

ります。
ります。
ります。
ります。
ります。

どうもありがとうございました。(拍手)

お答えをいたします。○内閣総理大臣(安倍晋三君) 石田昌宏議員に○内閣総理大臣(安倍晋三君登壇、拍手〕

働き方改革の意義についてお尋ねがありました。働き方改革は、高齢者も若者も、女性も男性も、活躍社会の実現のための最大のチャレンジです。 動く人の視点に立って、一人一人の事情に応じた 多様な働き方を選択できる社会を実現していきま す。

また、働き方改革により長時間労働を是正すれまた、働き方改革により長時間労働を是正すれる場合を通じて表正して、安倍内閣の進める働き方改革を通じて決定である画一的な働き方と生産性向上の低迷についてある画一的な働き方と生産性向上の低迷についてある画一的な働き方と生産性向上の低迷についていく決意であります。

ました。
労働界、経済界との合意についてお尋ねがあり

ら合意には至らなかったものです。が、これは長年議論をしてきましたが、残念ながえてはならない、罰則付きの上限規制を設けます。

このため、私自らが議長となり、労使トップに

います。 計十回にわたり徹底した議論を行いました。 フ・バランスの改善を図ってまいりたいと考えて が国の長時間労働の慣行を是正し、ワーク・ライ 意し、働き方改革実行計画を決定したものです。 があり、 き方の実態を最もよく知っている両者が、 トップの間に当初意見の相違がありましたが、 お集まりいただいた働き方改革実現会議を設置し、 私としては、 かつ、ぎりぎり実現可能なものとして合 是非ともこの法案を成立させ、 実効性 労使 働 我

ってまいります。 中小企業への支援についてお尋ねがありました。 中小企業への支援についてお尋ねがありました。 中小企業への支援についてお尋ねがありました。

また、取引関係の弱い中小企業・小規模事業者は、発注企業からの短納期要請や顧客からの要求は、発注企業からの短納期要請や顧客からの要求は、発注企業からの短納期要請や顧客からの要求に応えようとして、長時間労働になりがちで下請Gメンの体制を増強して継続的に取引実態の下請Gメンの体制を増強して継続的に取引実態の下請の大きでは、発注企業からの短納期要請や顧客からの要求が、の見直しや取引条件の是正化を一層強力に推進し、の見直しや取引条件の是正化を一層強力に推進し、中小企業・小規模事業者に十分配慮してまいります。

ありました。 高度プロフェッショナル制度についてお尋ねが

せん。

位を生み出す経済を追求していかなければなりま力ある日本を維持していくためには、高い付加価力ある日本を維持していくためには、高い付加価第四次産業革命の出現やグローバル化の下、活

させます。 などを使用者に義務付けることとしています。 長時間労働を防止し健康を確保することは重要で 働き方の選択肢として整備することが必要です。 働くことができる高度プロフェッショナル制度を の生産性向上につながっていくものと考えます。 よって、 ら決定し、その意欲や能力を有効発揮することに 方であって、希望する方が、仕事の進め方等を自 範囲の明確化等の要件を設定した上で、 残余の質問につきましては、 また、高度プロフェッショナル制度においても このような考え方の下、高い年収の確保や職務 付加価値の高い革新的な分野で、 在社時間等の把握、 新しい産業が発展し、ひいては日本全体 (拍手) 一定以上の休日の確保 関係大臣から答弁 高度専門職の 自律的に

[国務大臣加藤勝信君登壇、拍手]

する方が増えており、健康確保が重要であります。経済活動がグローバル化する中で、夜間に勤務を間勤務への対策についてお尋ねがありました。石田昌宏議員より、

(拍手) また、労働安全衛生法令においては、労働者の健康保持のため、夜間に労働者に睡眠を与える必健康保持のため、夜間に労働者に睡眠を与える必要がある場合など一定の場合に、事業場に睡眠、要がある場合など一定の場合に、事業場に睡眠、事業場に睡眠を与える必能を受ける。

○議長(伊達忠一君) 三浦信祐君。

[三浦信祐君登壇、拍手]

○三浦信祐君 公明党の三浦信祐です。○三浦信祐君 公明党を代表し、ただいま議題となりま

めには、働き過ぎの社会から、健康を確保し、生進んでいます。持続可能な日本の未来をつくるた少、これに伴う生産年齢人口、労働人口の減少が我が国は、今、少子高齢化による急激な人口減

産性向上による新しい働き方への対策が急務であり、特に若者世代が、将来に希望を持ち、人生設かしの状況です。安倍総理は、一億総活躍社会、人生百年時代構想を推進し、日本が直面する課題人生百年時代構想を推進し、日本が直面する課題に取り組まれております。そして、安倍内閣は、に取り組まれております。そして、安倍内閣は、に取り組まれております。そして、安倍内閣は、に取り組まれております。そして、日本の労働生産付上に必要不可欠な働き方の大改革へ取り組むべく、本法案を国会へ提出されました。

安倍総理に答弁を求めます。べき意義と目的、また目指すべき社会について、そこで、働き方改革について、今取組を進める

をつくる歴史的なことです。 七年の労働基準法制定以来の大改革であり、 き時間外労働上限規制を創設することは、 に上限を設けております。労使が一致し、 単月百時間未満、複数月で平均八十時間と、明確 時的な特別な事情の場合でも、年七百二十時 を月四十五時間、 であるのに対し、本法案では、時間外労働の上 の締結により、実質、上限なく時間外労働が可能 現行制度では、 次に、時間外労働の上限規制について伺います。 労使協定書、 年三百六十時間を原則とし、 いわゆる三六協定 罰則付 未来 臨

本来あるべき健全な労働の在り方です。その上で、就業を終えて、適切な収入が得られていることが労働生産性が高く、時間外労働がなく、定時で

業時間の上限設定水準が妥当でなければなりませ時間外労働を是認し、罰則規定を定める以上、残

ます。の設定の根拠、妥当性について、加藤大臣に伺いの設定の根拠、妥当性について、加藤大臣に伺い労働環境の変革をもたらす時間外労働上限規制

労働者の健康あって、社会や企業の健康があり労働者の健康あって、社会や企業の健康確保措置の実ます。そのためにも、労働時間の状況を省令によって把握する義務が明記されました。具体的には、医師による面接指導の実施とともに、現認や記録を基礎として把握するとしていますが、省令で定を基礎として把握するとしていますが、省令で定める方法が実効性のあるものでなければなりませめる方法が実効性のあるものでなければなりません。

の具体的取組を加藤大臣に伺います。 労働時間の状況把握を確実に実施していくため

本法案では、前日の終業時刻と翌日の就業時刻と考えますが、加藤大臣に答弁を求めます。との間に一定時間の休息を確保する勤務間インタとの間に一定時間の休息を確保する勤務間インタとの間に一定時間の休息を確保する勤務間インタとの間に一定時間の休息を確保する勤務間インタとの間に一定時間の休息を確保する勤務間インタと考えますが、加藤大臣に答弁を求めます。

方々のニーズに応えるため、職務の範囲が明確で時間ではなく、成果で評価される働き方を望む

に従事する場合に、年間百四日の休日を確実に取 得させる等の健康確保措置を講じること、本人の 得させる等の健康確保措置を講じること、本人の 同意があり、労使委員会の決議を要件として、労 働時間、休日、深夜の割増し賃金の規定を適用除 外とする高度プロフェッショナル制度が本法案に 外とする高度プロフェッショナル制度が本法案に が広がっていますが、対象の解釈やその範囲が不用 意に拡大していくのではないかなど、国民に心配 意に拡大していますが、対象の専門知識を必要とする業務

実現について伺います。

実現について伺います。

実現について伺います。

次に、中小企業・小規模事業者の働き方改革のか、また、不適切に適用させないために指導監督かるよう、安倍総理に明確な説明を求めます。

次に、中小企業・小規模事業者の働き方改革の次に、中小企業・小規模事業者の働き方改革の次に、中小企業・小規模事業者の働き方改革の状態がある。

ながら、 ます。 平易にまとめた中小企業ハンドブックをお届けし 中小企業・小規模事業者の元気がそのまま日本の 業者であり、雇用の全ての七割を担っています。 各地の中小企業を訪ね、 議員が百万人訪問・調査運動を行っており、 活力になると言えます。 日本の企業の九九・七%は中小企業・小規模事 その中で、 課題や要望について現場の声を伺ってい 国や地方自治体の支援メニュー 中小企業支援メニューを 公明党は、 約三千人の全 全国

> を知らなかったとの声が多数寄せられています。 経営支援に関する的確な情報を得ることや、各 経営支援に関する的確な情報を得ることや、各 る課題の一部です。また、中小企業経営者の方々が抱え る課題の一部です。また、中小企業では、法令に 関する知見が十分ではない、労務管理体制が整備 されているとは言い難い場合も多いと思います。 事業者の方々に対し、労働時間上限規制の理解 事業者の方々に対し、労働時間上限規制の理解 のにどのように取り組むのでしょうか。加藤大臣 のにどのように取り組むのでしょうか。加藤大臣

中小企業に適用されている月六十時間超の時間 外労働に対する割増し賃金率の猶予措置について は、二〇二三年四月一日に廃止されることとなっ ており、大企業と同様、五〇%となります。この 同上なくして猶予措置廃止後に大きなダメージや 向上なくして猶予措置廃止後に大きなダメージや 方上なくして猶予措置廃止後に大きながます。この おければなりません。中小企業での働き方改革は なければなりません。中小企業での働き方改革は なければなりません。中小企業での働き方改革は なければなりません。中小企業での働き方改革は なければなりません。中小企業での働き方改革は

用形態が存在します。その中で、全労働者のうち、きだと考えますが、安倍総理、いかがでしょうか。とならないよう、政府として強力に環境整備すべとならないよう、政府として強力に環境整備すべい期設定、価格設定等について不当な取引環境

化が図られるとしています。 がると考えます。 働同一賃金の実現が国民生活の安心、 業務内容が同一でも待遇差があるのが現状であり、 ず、非正規と正社員との格差が著しい状況です。 非正規雇用労働者が約四割を占めています。 て有期雇用でも均等待遇、均衡待遇の規定の明確 不合理な待遇差の解消は社会的課題です。同一労 水準の約六割にとどまり、 し、非正規労働者の待遇は正社員の時給換算賃金 本法案では、 欧州の約八割には及ば 同一企業内におい 安定につな しか

すべきです。 遇改善されるのか、また、雇用主が取り組まなけ ればならないことは何かを国民に対して明確に示 本法改正によって非正規労働者がどのように処 安倍総理の説明を求めます。

が進み、 作る重要法案です。国会審議を通じ、 丁寧な説明、 )質問を終わります。 本法案は、 働き方改革が実行できることを願い、 質疑を求めるとともに、 国民生活に直結し、将来の日本を形 政府による 国民の理解 私

りがとうございました。 (拍手)

人內閣総理大臣安倍晋三君登壇、 拍手

お答えいたします。 ○内閣総理大臣(安倍晋三君) 三浦信祐議員に

た。 働き方改革の意義等についてお尋ねがありまし

働 き方は、 日本の企業文化そのものであり、 日

> 思いながら、実現できなかったものです。もはや 慣行ができ上がっています。 間労働についても、その上に様々な商慣行や労働 先送りは許されません。 フ・バランスにとっても生産性にとっても良いと が働き方改革を進めていくことは、ワーク・ライ 本人のライフスタイルに根付いたものです。 それゆえ、多くの人 長時

生は、 のライフスタイルに応じたキャリア選択ができる 斉にみんなで送るということではなく、一人一人 社に入り、その会社一社で勤め上げて、定年で一 ようになるべきと考えます。 斉に退職して老後の生活を送るという単線型の人 人生百年時代においては、 時代に適合しなくなっています。 新卒で皆が一斉に会 それを一

いきます。 的雇用慣行には人を大切にするという優れた点が ても、 る選択肢を確保できるようにすることです。日本 応じた多様な働き方を選択できる社会を実現して あり、これを大切にしながら、時代の変化を踏ま 私の目指す働き方改革は、 働く人々の視点に立って、 学び直しをしながら新たなチャレンジをす 誰もが、 一人一人の事情に 幾つになっ

ありました。 高度プロフェッショナル制度についてお尋ねが

均給与額の三倍を相当程度上回る水準、 この制度の対象者となるには、 第一に、 現状では 年間平

> 的知識等を必要とし、 性が高くない業務としています。 意していることが必要です。加えて、 より本人が制度を理解して個々に書面等により同 ョブディスクリプションがあること、 で職務の記述が限定されていること、 性があり、通常の労働者と異なり、 千七十五万円以上の方であること、 企業、市場等の高度な分析業務など、 従事した時間と成果の関連 第 雇用契約の中 高度な専門 対象業務は 第三に、 いわゆるジ 何

っています。 正することなく要件を変更することは不可能とな これらの要件は本法案に規定されており、 法改

などを使用者に義務付けることとしています。 あり、在社時間等の把握、一定以上の休日の確保 長時間労働を防止し健康を確保することは重要で また、高度プロフェッショナル制度においても

してまいります。 度を導入した事業場に対する指導監督に万全を期 間に違反していれば、 認められないこととなります。また、 仮にこれらの要件に違反すれば、 罰則の対象となります。 制度の適用は 法定労働時 制

ねがありました。 働き方改革に伴う取引環境の整備についてお尋

影響によって短納期発注などのしわ寄せ、 業・小規模事業者からは、大企業の働き方改革 働き方改革を進めるに当たり、 現場の中小 生産性 企

こえており、 業者による吸い上げに対する懸念や不安の声も聞 向上やコストダウンといった努力の大企業や親事 取引条件の改善が重要であると考え

1

に自主行動計画の策定とその実行を要請し、 適正化を一層強力に推進してまいります。 実態の把握を行い、 もに、下請Gメンの体制を増強し、継続的に取引 は、策定業種の拡大やフォローアップを行うとと よう、関係法令の厳格な運用に加え、 大企業と中小企業の間で公正な取引が行われる 商慣行の見直しや取引条件の 主要産業界 今後

置などの生産性の向上に向けた取組と取引適正化 止後も、中小企業が働き方改革に前向きに取り組 の取組を車の両輪として進めてまいります。 ス補助金やIT導入補助金、 むことができるよう、 二〇二三年四月の割増し賃金率の猶予措置の廃 ものづくり・商業・サービ 固定資産税の減免措

労働者が裁判で争えることを保障する規定を整備 ありました します。 合理な待遇差がある場合には、 まず、正規、 非正規という雇用形態によって不 その是正を求める

非正規雇用労働者の処遇改善についてお尋ねが

労働者が不利にならないよう、企業側しか持って 判や労使の話合いにおいて待遇差の是正を求める また、 事業主に説明義務を課すことにより、 裁

> 伴うため、 るようにします。 なる理由の説明を確実に受けられるようにします。 ADRを整備し、労働者が身近に無料で利用でき さらに、 ない情報を知ることができ、 裁判外の紛争解決手段、 実際に裁判に訴えるには経済的負担を 労働者が待遇の異 いわゆる行政

まいります。 と非正規雇用労働者の理由のない待遇差を埋め、 多様な働き方を自由に選択できる社会を実現して こうした措置を講じることで、 正規雇用労働者

させます。(拍手) 残余の質問につきましては、 関係大臣から答弁

時間外労働の上限規制についてまずお尋ねがあり ました。 ○国務大臣 、国務大臣加藤勝信君登壇、 (加藤勝信君) 三浦信祐議員より、 拍手

ない、 これは、 大改革になります。 今回、 罰則付きの時間外労働の限度を設けます。 戦後の労働基準法制定以来七十年ぶりの 史上初めて、三六協定でも超えてはなら

時間かつ年三百六十時間までとします 時間外労働の上限規制は、 原則として月四十五

間であり、その範囲内において、複数月の平均で 当すると労使が合意しても、 は休日労働を含んで八十時間以内、 その上で、臨時的な特別の事情がある場合に該 上限は年七百二十時 単月では休日

> 罰則を科すこととしております。 以内に限るとしており、これらに違反する場合は を超えることができる回数は一年について六か月 労働を含んで百時間未満、 原則としての延長時 間

に沿って法定するものであります。 能なものとして労使が合意した内容であり、 これは、実効性があり、かつ、ぎりぎり実現可 それ

使の取組を促してまいります。 導を行うこととし、 け、新たに定める指針に関して、必要な助言、 延長を短くするため、 を安易に締結することを認める趣旨ではありませ ん。このため、 また、今回の労使合意は、上限水準までの協定 法案では、可能な限り労働時間 長時間労働の削減に向けた労 労働基準法に根拠規定を設 指

した。 労働時間の状況の把握についてお尋ねがありま

要であります。 働く方の労働時間の状況を適切に把握すること 健康確保措置がしっかりと行われることが必

等の客観的な記録によることなどを定める方向で については、 こととしました。 法により把握することを法律によって義務付ける 働者の労働時間の状況を厚生労働省令で定める方 え、 この点について、 労働安全衛生法を改正し、 タイムカード、 この厚生労働省令で定める方法 御党からの申入れなどを踏ま パソコンの使用時間 事業者に対し、 労

ねがありました。

検討してまいります。

てまいります。
うにすることを通じて、労働者の健康確保を図っうにすることを通じて、労働者の健康確保を図っついて事業者が行った措置が適切に実施されるよこれにより、医師の面接指導及びその意見に基

す。 勤務間インターバルについてお尋ねがありまし

いくこととしております。

いくこととしております。
このため、本法案では、事業主に対しあります。
このため、本法案では、事業主に対しあります。
このため、本法案では、事業主に対します。
は、事業主に対します。

めております。
めております。
めており、就業規則の作成、変更や労務管理用機器でおり、就業規則の作成、変更や労務管理用機器でおり、就業規則の作成、変更や労務管理用機器が必導入などを行った中小企業に対する助成金を創設しがルを導入する中小企業に対する助成金を創設しがループを表している。

中小企業・小規模事業者への対応についてお尋労使の取組を更に促進してまいります。度を新たに導入する企業が増えており、そうした度の春闘においても、勤務間インターバル制

きる社会を実現するため、我が国の雇用の七割を一人一人の事情に応じた多様な働き方を選択で

いただくことが必要であります。労働の是正を始めとした働き方改革に取り組んで担う中小企業・小規模事業者の皆様にも、長時間

し、平成三十二年四月一日としております。中小企業・小規模事業者においては、法令に関生の施行期日を、法案要綱よりも一年延期上限規制の施行期日を、法案要綱よりも一年延期のを確保するため、中小企業に対する時間外労働のを確保するため、中小企業に対する時間外労働のという。

対応を行ってまいります。ターを中心に、好事例や支援策を提示するなどの促進のため、全国に設置する働き方改革推進センにの上で、今回の法改正の趣旨、内容の理解の

こととしております。(拍手)相談・支援班がきめ細かな相談支援を行っていく別チームを新たに編成しており、専門の労働時間別チームを新たに編成しており、専門の労働基準監督署に特

○議長(伊達忠一君) 小林正夫君。

、木E卡書(国民民主党・所录風(ぎつい)(小林正夫君登壇、拍手)

私は、会派を代表して、ただいま議題となりまです。○小林正夫君 国民民主党・新緑風会の小林正夫

国民民主党は、党綱領において、自由、共生、に関する法律案について質問いたします。した働き方改革を推進するための関係法律の整備

します。 します。

さて、本法律案は、衆議院において、我が党同 で議員が質疑を続けるなど、まだ審議が十分に尽 て強行採決されたものであります。その手続は、 て強行採決されたものであります。その手続は、 およそ民主主義の理念とは懸け離れており、残念 おがら、安倍政権からは国民をおもんばかる姿勢 がみじんもうかがえません。

そもそも、本法律案については、労働時間等総のものを揺るがしており、これまでも、膨大な質のものを揺るがしており、これまでも、膨大な質のものを揺るがしており、これまでも、膨大な質疑時間が問題の究明に費やされてきました。しかりでよいら、本法律案の採決が委員会で強行されたりがよったされるなど、森友問題や加計問題と同様、国会ひいては国民に対する説明責任がまともに果まされてはおりません。

間がどのぐらい浪費されたと安倍総理は認識してうな問題の数々により、この国会における質疑時こうして安倍政権が引き起こした底なし沼のよ

ご引いている。
至った総理自身の責任の自覚について、まず初めいるのか、また、このような状況を招来させるに

次に、時間外労働規制について伺います。に伺います。

現在の労働基準法では、特別条項付きの三六協定により、時間外労働が事実上の青天井となってとまっており、これが長時間労働を生み出す大きな要因となっております。こうした状況に対し、政府案において罰則付きで時間外労働の上限が定められたことについては一定の評価をいたします。められたことについては一定の評価をいたします。しかし、中小企業については、時間外労働の上限が定められたことについては、時間外労働の上限が定められたことについては、時間外労働の上限が定められたことについては、時間外労働の上限が表別の施行が大企業よりも一年後に先延はします。

の見解を伺います。
労働の上限規制の施行が必要と考えますが、総理学働く労働者を保護するため、速やかな時間外業で働く労働者を保護するため、速やかな時間外

理の見解を伺います。
また、安全で健康で働ける環境をつくっていく
こと、それこそが働き方改革の真の目的でありま
こと、それこそが働き方改革の真の目的でありま
る、このことが必要ではないかと考えますが、総
理の見解を伺います。

次に、時間外労働の上限規制の適用が猶予され

ている自動車の運転業務について伺います。ている自動車運転業務を見ると、労働者の健康がある自動車運転業務を見ると、労働者としてのような業務に従事しようと、同じ労働者としてのような業務に従事しようと、同じ労働者としてがある自動車運転業務を見ると、労働者の健康がである自動車運転業務を見ると、労働者としてないがしろにされているのではないかと思えてなないがしろにされているのではないかと思えてなりません。

道路貨物運送業は、過労死等で長年ワーストワンになるとともに、労働災害に係る死亡災害も平大と四割も増えており、常に危険と隣り合わせの業務であることから、とりわけ長時間労働の是正が喫緊の課題です。しかし、自動車運転業務に正が喫緊の課題です。しかし、自動車運転業務に正が喫緊の課題です。しかし、自動車運転業務に正が喫緊の課題です。しかし、自動車運転業務に正が喫緊の課題です。しかし、自動車運転業務に近れては、一般の労働者の年七百二十時間よりもの業務であることになっています。

臣の見解を求めます。対策の観点から十分だと考えているのか、国交大対策の観点から十分だと考えているのか、国交大の是正が急務と言いながら、これで過労死等防止のというでは、

んはぎりぎりのところで昼夜を問わず働いていまニュースが入っておりました。ドライバーの皆さになっています。今朝も、残念ながらこのような高速道路でのトラックやバスの事故が度々問題

りでです。 す。ドライバーの命を守るには、法律が最後のと

国民民主党が対案として提出しております安心労働社会実現法案では、自動車の運転業務について、五年の適用猶予後に、年七百二十時間、単月一般則を適用することとしています。過労死を繰り返さない、事故を防ぎたいと言うなら、一般則の適用は最低限必要なことではないですか。このの適用は最低限必要なことではないですか。このの適用は最低限必要なことではないですか。このの適用は最低限必要なことではないですか。このおり返さない、事故を防ぎたいと言うなら、一般則り返さない、事故を防ぎたいと言うなら、一般則り返さない。

います。
次に、高度プロフェッショナル制度について伺

高度プロフェッショナル制度は、労働時間と賃金との関係を切り離すものであり、対象となる労働者には、労働基準法で定める労働時間、休憩、制を設けることで労働者の保護をうたいながら、一方ではこのように労働者の保護をうたいながら、しまうという矛盾した内容が含まれており、これしまうという矛盾した内容が含まれており、これしまうといるときない。

しく日本の国力をそぐような労働者保護ルールので今日まで政治活動を行ってまいりました。まさ国力の源は労働にあり、私はこういう政治姿勢

改悪を許してはなりません。

労働時間規制の適用が一部除外される裁量労働労働時間規制の適用が一部除外される高度プロフェッショナル制度を創設する外される高度プロフェッショナル制度を創設する外される高度プロフェッショナル制度を創設する

労死等は、 ないものであり、どのような社会であっても、 効的な長時間労働の是正を図るべきであり、 時間規制の更なる緩和を図るのではなく、 労災の支給決定件数は百九十一件に及んでいます。 しかし、 の防止のための対策を推進する。」とあります。 目的として、 続けることのできる社会の実現に寄与することを 対策に関する大綱では、 同法に基づき制定された過労死等の防止のための で可決され、 十六年六月に過労死等防止対策推進法が全会一致 支援する関係者の皆様の御協力もあって、平成二 く、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き D 過労死ゼロを目指すということであれば、 過労死で亡くなられた方の御遺族やその方々を フェッショナル制度の創設は不要です。 平成! 法律や大綱の制定以降も過労死は発生し 本来あってはならない。 今後、この大綱に基づき、 同年十一月一日に施行されました。 一十八年度に過労死等と認定された 「人の生命はかけがえの 過労死等がな 過労死等 より実 高度 過労 過

意義があるのか、総理の答弁を求めます。エッショナル制度を創設することに一体いかなるいない中で、過労死を誘発するような高度プロフ死等防止対策推進法の制定から数年しか経過して

理の決意を伺います。 解消が正規雇用労働者の待遇の低下で実現される と総理も述べられておりますが、こうした格差の の間の待遇格差の是正を求めております。 確実に行われるよう求めますが、 金の実現により、 ようなことがあってはならない。 雇用労働者の待遇改善は待ったなしの課題である 対案を通じ、正規雇用労働者と非正規雇用労働者 るとしておりますが、 政府は、いわゆる同一労働同一賃金の実現を図 非正規雇用労働者の待遇改善が 我が党も、衆議院における 同一労働同 政府の取組と総 非正規 一賃

もあります。 備の中で重要な点であると思いますが、 遇や正規雇用労働者との待遇差の内容、 感するためには、 説明方法についての定めが規定されておりません。 待遇の説明義務の強化は同 を明確な形で知ることが重要です。その意味で、 正規雇用労働者の方々の納得が得られるのでしょ 説明や不十分な資料に基づく説明がなされる懸念 また、 説明義務の実効性を確保しなければ、 自らの職務が適正に評価されていると実 しかし、 非正規雇用労働者が、 不十分な説明で果たして非 一労働同一賃金の法整 その理由 自身の待 口頭での 閣法では

か、厚労大臣の答弁を求めます。ます。説明の方法についてどのようにお考えなのます。説明することが必要なのではないかと考えきか。言った言わないではなく、やはりきちんと

について伺います。
最後に、職場におけるパワーハラスメント対策

大きな問題となっております。が原因となって自殺に至る事案も生じているなど、が原因となって自殺に至る事案も生じているなど、近年、パワハラによる健康被害が多発し、それ

じる必要性について、総理の認識を伺います。パワーハラスメントに実効的な法律上の対策を講ぶりいう対策が盛り込まれておりません。そこで、パワハラ対策が盛り込まれておりません。そこで、当関連法案には、喫緊の課題である職場における強く求められているわけですが、今回の働き方改強と求められているわけですが、今回の働き方改強と対象が

当然、業務上の優位性を利用したセクハラも対象 世震、いわゆるパワハラ規制法案を参議院に提出 しております。これは、二〇一三年五月、国連の をに対する勧告の中にある、職場におけるあらゆ をのです。職場内でのパワハラだけでなく、親会 ものです。職場内でのパワハラだけでなく、親会 ものです。職場内でのパワハラだけでなく、親会 をいずるなどから働く者を保護するための の過剰クレームなどから働く者を保護するためのの過剰クレームなどから働く者を保護するための がいるよう事業者に義務付ける内容です。 当然、業務上の優位性を利用したセクハラも対象

を伺います。 実した議論を行うことを求めますが、総理の見解です。私たちの法案についても政府案とともに充

を懸念されます。と懸念されます。と懸念されます。屋用対策法の目的規定に労働生産政府案では、雇用対策法の目的規定に労働生産

いります。(拍手) このことを改めて強く申し上げ、私の質問を終

お答えいたします。○内閣総理大臣(安倍晋三君) 小林正夫議員に○内閣総理大臣(安倍晋三君〕 小林正夫議員に

ける質疑時間がどのくらい浪費されたと認識して厚生労働省におけるデータ問題により国会にお

いるのかとお尋ねがありました。

長として深くおわびを申し上げます。 様に御迷惑をお掛けしたことについては、行政の様に御迷惑をお掛けしたことについては、行政の皆ったすることは困難ですが、国会そして国民の皆おける著議にどれぐらい費やされたかについてお

す。

国民の皆様から厳しい目線が向けられていることを真摯に受け止めながら、厚生労働省においてとを真摯に受け止めながら、厚生労働省においてとを真摯に受け止めながら、厚生労働省において

した。時間外労働の上限規制についてお尋ねがありま

業よりも一年延期しました。

単小企業の皆さんにも長時間労働の是正に取り中小企業の皆さんにも長時間労働の是正に取り中小企業のといった事情を抱えています。十分な準備期間を確保するため、中小企業ます。十分な準備期間を確保するため、中小企業は対する時間外労働の上限規制の施行期日を大企と対する時間外労働の上限規制の施行期日を大企

まいります。
準監督署において、きめ細かな相談支援を行って
準監督署において、きめ細かな相談支援を行って

本法案については、労働安全衛生法を改正し、労働時間管理についてお尋ねがありました。

握することを事業者に義務付けることとしていま労働者の労働時間の状況を客観的な方法により把

の健康確保に遺漏なきを期してまいります。に対する医師の面接指導を適切に実施し、労働者これにより、労働時間が長時間に及んでいる者

ありました。 高度プロフェッショナル制度についてお尋ねが

我が国にとって待ったなしの課題であります。りません。第四次産業革命により、これまでは自りません。第四次産業革命により、これまでは自りません。第四次産業革命により、これまでは自動化できなかった仕事の自動化が可能となる中で、研究、開発など創造的に付加価値を生み出していく仕事に、より力を注がなければなりません。時ではなく成果で評価される働き方を選択できるようにする高度プロフェッショナル制度の導入は、高い付活力ある日本を維持していくためには、高い付

また、高度プロフェッショナル制度においても長時間労働を防止し健康を確保に遺漏なきを期してなどを使用者に義務付けることとしています。これらの措置を通じて、高度プロフェッショナル制度で働く方々の健康確保に遺漏なきを期してル制度で働く方々の健康確保に遺漏なきを期してい制度で働く方々の健康確保に遺漏なきを期していります。

ありました。 非正規雇用労働者の待遇改善についてお尋ねが

争えることを保障する規定を整備します。ある場合には、その是正を求める労働者が裁判である場合には、その是正を求める労働者が裁判での待遇改善であります。このため、まず、正規、同一労働同一賃金の目的は、非正規雇用労働者

うにします。

が待遇の異なる理由の説明を確実に受けられるよい持っていない情報を知ることができ、労働者正を求める労働者が不利にならないよう、企業側正を求める労働者が不利にならないよう、企業側

るようにします。
ADRを整備し、労働者が身近に無料で利用でき伴うため、裁判外の紛争解決手段、いわゆる行政伴うため、裁判外の紛争解決手段、いわゆる行政

まいります。
多様な働き方を自由に選択できる社会を実現してと非正規雇用労働者の理由のない待遇差を埋め、こうした措置を講じることで、正規雇用労働者

ました。
パワハラ対策と議員立法についてお尋ねがあり

ころです。

であり、あってはならないことと考えております。であり、あってはならないことと考えております。であり、あってはならないことと考えております。

さらに、職場のパワーハラスメント防止対策を

ただくべきものと考えています。 ただくべきものと考えています。 ただくべきものと考えています。 ただくべきものと考えています。 ただくべきものと考えています。 ただくべきものと考えています。

させます。(拍手) 残余の質問につきましては、関係大臣から答弁

○国務大臣(加藤勝信君登壇、拍手)○国務大臣(加藤勝信君) 小林正夫議員より、

このとの、自動車の重伝業務こつ、では、極了努力だけでは解決できない課題があります。背景には、取引慣行の問題など、個々の事業主のの産業に比べて労働時間が長い実態があり、そのの産業に比べて労働時間が長い実態があり、その

こととしています。これは、労使トップが参画す期日の五年後に年九百六十時間の規制を適用するこのため、自動車の運転業務については、施行

ます。 労働政策審議会で議論し、答申を得た水準であり 労働政策審議会で議論し、答申を得た水準であり

してまいります。
取り組み、将来的な一般則の適用に向けて努力をを是正するための環境整備に関係省庁と連携してを是正するための環境整備に関係省庁と連携してまた、五年の猶予期間においても、長時間労働

尋ねがありました。 同一労働同一賃金に関する説明義務についてお

今回の改正法案では、非正規雇用労働者に求めることとしております。

待遇差の内容、理由等の説明の方法については、 例えば書面では理解しにくい内容を口頭で補足し 例えば書面では理解しにくい内容を口頭で補足し 得感が増す場合も考えられることから、一律に説 明の内容や方法など、個別の事情に応じた対応が なされていくことが適切であると考えております。 なされていくことが適切であると考えております。 いずれにせよ、都道府県労働局において指導等 を行い、待遇差に関する説明が確実に受けられる ようにしてまいります。(拍手)

[国務大臣石井啓一君登壇、拍手]

○国務大臣

(石井啓一君)

小林議員にお答えを

いたします。

りました。ついて、過労死等防止対策の観点からお尋ねがあっいて、過労死等防止対策の観点からお尋ねがあ自動車の運転業務への時間外労働の上限規制に

現在、自動車運転業務につきましては、厚生労働大臣告示である労働時間の延長の限度等に関する基準の適用除外となっており、一般と異なる取扱いがなされておりますが、今回の法案において扱いがなされておりますが、今回の法案においては、原生労の観点からも大きな前進と考えております。

努力だけでは解決できない課題もあります。背景には、取引慣行の問題など、個々の事業主のの産業に比べて労働時間が長い実態にあり、その一方で、自動車の運転業務については、現に他

規制を適用していくためには、 止関連違反の行政処分の処分量定の引上げを行う 止を明確化したほか、 年後に年九百六十時間の上限規制を適用し、 動車の運転業務について、改正法の施行期日の五 過労死等の防止は重要な課題と認識をしておりま も含めて解決していく時間が必要であるため、 このような中、 運転者不足が深刻な中、実態に即した形で上限 本年六月から睡眠不足の乗務員の乗務の禁 一般則の適用を目指すこととしております。 国土交通省といたしましては 本年七月より、 取引慣行上の課題 過労運転防 将来 自

等の対策に取り組んでおります。

さらに、政府全体といたしましても、本年五月三十日に、自動車運転事業の働き方改革に関する三十日に、自動車運転事業の働き方改革に関する三十日に、自動車運転事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議において取りまとめられました関係ででであり、取引環境の適正化等に取り組むことと保、育成、取引環境の適正化等に取り組むこととにおります。

まいります。(拍手) 国土交通省といたしましては、運転者の過労防 国土交通省といたしましては、運転者の過労防 国土交通省といたしましては、運転者の過労防 国土交通省といたしましては、運転者の過労防

○議長(伊達忠一君) 石橋通宏君。

石橋通宏君登壇、

拍手

○石橋通宏君 立憲民主党・民友会の石橋通宏で

った三十時間余りの審議で、全く議論が尽くされて対し、会派を代表して質問いたします。に対し、会派を代表して質問いたします。

を込めて抗議します。 ないままに採決が強行されたことに、満身の怒り

案なんですか。

本もそも、八本もの法案を一本に束ねて国会に
に反対だという圧倒的多数の労働者の声を無視し
に反対だという圧倒的多数の労働者の声を無視し
に反対だという圧倒的多数の労働者の声を無視し
に反対だという圧倒的多数の労働者の声を無視し

大体、この法案の立法事実はとっくに消えうせました。政府が根拠としてきた平成二十五年度労働時間等総合実態調査は、統計上の有意性や信頼性など全くない、いいかげんな代物だったことが明らかになりました。比較してはいけないデータを比較して、裁量労働制の方が労働時間が短く見を比較して、裁量労働制の方が労働時間が短く見るるデータを偽造していたとは、開いた口が塞がえるデータを偽造していたとは、開いた口が塞がえるデータを偽造していたとは、開いた口が塞がません。

のゆがみそのものじゃないですか。記憶なし、責任逃れと言い逃れ、安倍政権の政治の虚偽答弁、証人隠し、困ったときの記録なし、まさに、公文書の改ざん、廃棄、隠蔽、国会で

の覚悟でやろうじゃありませんか。

、駄目なら堂々と廃案にする、それぐらい労死促進にならないのか、参議院では徹底的に審労死促進にならないのか、参議院では徹底的に審

問します。 そのことを強く訴えて、以下、法案について質

について確認します。 第一に、労働法制に対する安倍政権の基本姿勢

理の反省の弁をお願いします。と民間議員と称す安倍総理は、これまでずっと、民間議員と称する財界や人材ビジネス界のお友達の言い分にのみよれに対する真摯な反省がなければ、真に働く者のための働き方改革などなし得ないはずです。総理の反省の弁をお願いします。

思います。
思います。
との上で、先日、過労死を増やすような法案を
が死家族会の皆さんが安倍総理との面会を求めま
対界人との会食に出かけていったと聞いています。
はた。しかし、総理は、何とその申出を断って、
した。しかし、総理は、何とその申出を断って、
とかし、総理は、何とその申出を断って、
は対外のですが、それは。総理の説明を求めたいと

第二に、残業時間の上限規制について質問しま

す。

の働き方改革だと考えますが、総理の見解をお示りません。その当たり前を実現することこそが真めの必要を充たす労働条件が保障されなければなめの必要を充たす労働条件が保障されなければなお側です。そして、その時間内で働けば、労基法労働時間の大原則は、一日八時間、週四十時間

しください。

のか、 超えていることです。なぜそれを法的に許容する 平均で月八十時間以内という条件が過労死水準を 容認されるわけですが、 上で、 理解しますが、それでよろしいでしょうか。その の枠内で協約締結を図ることが要求されるのだと にしています。原則は、 十時間以内であって、 今回の法案は、残業時間の上限規制を二階建て 説明をお願いします。 例外的に年七百二十時間までの特例水準が 対象事業者の全てがまずそ 問題は、 月四十五時間、 単月百時間未満 年三百六

ます。 枠内であっても過労死レベルの連続時間勤務が可 同じ労働者でありながら、 ないのか、厚労大臣、その理由を教えてください 能になってしまいます。 義務化されていません。そのために、上限規制の を猶予するのか、 医師については五年間の適用猶予となっています。 加えて、加藤大臣、 また、本法案では、勤務間インターバル規制が 誰もが納得いく説明をお願いし 自動車運転手、 なぜ休息規制を義務化し なぜ五年もの間、 建設作業員 適用

ンダードを合法化するのか、御答弁ください。
現行の改善基準告示とほとんど変わらず、改善に
限を九百六十時間としています。この水準では、
限を九百六十時間としています。この水準では、

説明をお願いします。 間労働撲滅に取り組む気がないのか、林文科大臣、 含む改善策を盛り込まなかったのか、教員の長時 含む改善策を盛り込まなかったのか、教員の長時 実態が明らかになっておりますが、この法案は全 実態が明らかになっておりますが、この法案は全

れば、その原因は何だと分析しているのかも併せを認識しているのでしょうか。認識しているとす労死や深刻な健康被害が次々と発生している現実労圧総理は、今、裁量労働制の適用労働者に過第三に、裁量労働制について確認します。

理、合理的な説明をお願いします。
世、合理的な説明をお願いしまったのか、総はの部分まで法案から撤回してしまったのか、総はの部分まで法案から撤回してしまったのか、総制強に深刻な制度的欠陥があるということで

て御答弁ください

フェッショナル労働制について質問します。第四に、この法案の最大の問題である高度プロ

結果を具体的にお示しください。 た話だなどとは言わないと思いますが、その調査

教えてください。

教えてください。

ならないと規定してあるのか、該当条文を示して
ならないと規定してあるのが、該当条文を示して
ならないと規定してあるのだそうです。では、条文の
また、総理によれば、この制度は、時間ではな

御答弁ください。

一方で、その成果で評価をすることは、現行制度の下ではできないんでしょうか。労働時間規制度の下ではできないんでしょうか。かえとは一体何なのか、具体的に解説をお願いします。成果を出さなければ評価されないということです。成果を出さなければ評価されないということです。では、その成果は誰が決めるのでしょうか。労働時間規制で答えてください。

例えば、この制度では、理論上は、何と一日二十四時間、それを最長四十八日間連続して働かせること、働き続けることが合法的に可能です。そんなとんでもない働き方をしなければ達成できなんでしょうか。また、そんな業務命令を課した使んでしょうか。また、そんな業務命令を課した使んでしょうか。また、そんな業務命令を課した使んでしょうか。また、そんな業務命令を課して働かせれて御答弁ください。

命と健康、暮らしの安心を守るための労働基準法労働者が誰であろうと幾らもらっていようと、

安倍総理、断固、高プロ制度の撤回を求めます。それ自体、憲法が保障する基本的人権の無視です。から適用除外されることなどあってはなりません。

をされているのか、御答弁ください。値労働同一賃金との違いについてどのように理解まず、安倍総理は、同一労働同一賃金と同一価第五に、同一労働同一賃金について質問します。

それなのこ、本去案は、司一西直労動司一賃金でいるのか、総理、解説を願います。国に求めています。なぜ同一価値労働が求められ国に求めています。なぜ同一価値労働が求められするために、同一価値労働同一賃金の実現を批准するために、同一価値労働同一賃金格差を解消

理、見解を示してください。種間の抜本的な格差解消にはつながりません。総の実現を目指しておらず、これでは、男女間や業の実現を目指しておらず、これでは、男女間や業

ます。 最後に、パワハラ規制の必要性について質問し

総理、明確に御答弁ください。 今この瞬間にも、パワハラによって精神的に追 今この瞬間にも、パワハラによって精神的に追

以上、政府案の問題点を中心に質問いたしまし

私たち立憲民主党は、働く者の立場に立った真の働き方改革の実現で真っ当な雇用を取り戻すことこそ、国民の安心、子供たちの未来にとって今最も必要なことであり、政治の責任だと考えています。これからもその実現に向けて全力で闘っていく決意であることを申し上げ、私の代表質問とさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

る基本姿勢についてお尋ねがありました。○内閣総理大臣(安倍晋三君) 労働法制に対す「内閣総理大臣(安倍晋三君登壇、拍手〕

護することが適当か、見直す必要があります。
働くことのないよう保護する観点から、契約自由
の原則を修正するものであり、その意義は大きいと考えています。加えて、その時代の労働者の働
と考えでいます。加えて、その時代の労働者の働

てまいります。
働く人々の視点に立った働き方改革を着実に進め優れた点を大切にしながら、時代の変化を踏まえ、優れた点を大切にするという我が国の優れた、慣行の

施行状況についてはしっかりと注視し、その目的している方については待遇の改善を図るものです。開けるようにするとともに、派遣を積極的に選択正法については、正社員を希望する方にその道がなお、平成二十七年に成立した労働者派遣法改

が達成されるよう努めてまいります。

ついてお尋ねがありました。全国過労死を考える家族の会からの面会要請に

御指摘の面会の御要請については、働き方改革と考えております。の内容、を担当する厚生労働大臣からしっかりと承りたいを担当する厚生労働者において承らせを担当する厚生労働者において承らせを担当する原生労働者において承らせと考えております。

限を設けます。
労働時間の原則についてお尋ねがありました。
労働時間の原則についてお尋ねがありました。

言、指導を行ってまいります。
ては、新たに指針を定め、労使に対して必要な助とする旨の合意がなされたことに鑑み、政府とし三百六十時間の原則的上限に近づける努力が重要三百六十時間の原則的上限に近づける努力が重要

則の考え方に沿うものと考えております。
ワーク・ライフ・バランスの改善を図るものであり、こうした意味で、時間外労働の上限規制は、
り、こうした意味で、時間外労働の上限規制は、

した。

て月四十五時間かつ年三百六十時間です。時間外労働の上限規制は、あくまで、原則とし

度とするものであります。
百時間未満、複数月の平均では八十時間以内を限百二十時間とし、その上限内において、単月では当すると労使が合意した場合に限り、上限は年七当するとの上で、臨時的な特別の事情がある場合に該

これは、私自らが議長となり、労使トップにお集まりをいただいた働き方改革実現会議の場で、よく知っている労使のトップが、実効性があり、いつぎりぎり実現可能なものとして合意したものかつぎりぎり実現可能なものとして合意したものであります。その労使合意に従って、法律案として立案したものであります。

裁量労働制についても、長時間労働によりは裁量労働制についてお尋ねがありました。

あることは承知しています。被害につながっているのではないかとの御指摘が被害につながっているのではないかとの御指摘が裁量労働制についても、長時間労働により健康

一方、政府の裁量労働制に関するデータは国民 の皆様に裁量労働省において実態をしっかりと把 今後、厚生労働省において実態をしっかりと把 今後、厚生労働省において実態をしっかりと把 の皆様に裁量労働制の改正について疑念を抱かせ

高度プロフェッショナル制度の導入についてお

間外労働の上限規制についてお尋ねがありま

尋ねがありました。

制化を行ったものであります。 高度プロフェッショナル制度は、産業競争力会 高度プロフェッショナル制度は、産業競争力会

個々に書面等により同意していること。関体的な対象者は、法律上、次の三つの要件を関すて書面等により同意が平均的な労働者に対して著しく高いこと、具体的には、年間平均給与額の三倍相当程度と、具体的には、年間平均給与額の三倍相当程度と、具体的には、年間平均給与額の三倍相当程度と、具体的な対象者は、法律上、次の三つの要件をあること。第三に、何より本人が制度を理解してあること。第三に、何よります。第一に、年満たす場合に限定をされております。第一に、年満たす場合に限定をされております。第一に、年満たす場合に関すること。

方の選択肢として整備するものであります。

さことはないため、適用を望む人が何人いるからません。このため、適用を望む人が何人いるからません。このため、適用を望む人が何人いるから

との関連性が通常高くない業務に就く場合に限っの専門職の方が従事した時間と従事して得た成果の専プロフェッショナル制度については、高度成果の評価等についてお尋ねがありました。

W.1。 働基準法第四十一条の二に規定することとしていて、自律的な働き方を可能とする旨を改正後の労

ません。
純粋に成果に見合った賃金を支払うことにはなり時間の長さにより賃金が違ってくる場合があり、時間の長さにより賃金が違ってくる場合があり、

考えています。

考えています。

考えています。

の方、高度プロフェッショナル制度では、時間ではなく成果

なお、成果の目標や期限の設定については、そ

なお、成果の目標や期限の設定については、そ

なお、成果の目標や期限の設定については、時間ではなく成果

なお、成果の目標や期限の設定については、時間と賃金の関係を切り離すことによって、事前に明

てお尋ねがありました。
高度プロフェッショナル制度の業務命令につい

記する方向で検討しています。
労働者自らが決定するものであることを省令に明対象業務に関し、働く時間帯の選択や時間配分は、対のでのであることを省のにのいては、その

割増し賃金の支払義務が発生し、罰則の対象にな、、この場合には、法定労働時間に違反するとともに、、持の適用は認められないこととなります。また、長時間働くような業務命令を出すような場合は、長時間働くような業務の

るものであります。

ありました。
高度プロフェッショナル制度についてお尋ねが

せん。

位を生み出す経済を追求していかなければなりま力ある日本を維持していくためには、高い付加価労四次産業革命の出現やグローバル化の下、活

ます。 付加価値の高い革新的な分野で、高度専門職の の生産性向上につながっていくものと考えており よって、新しい産業が発展し、ひいては日本全体 よって、新しい産業が発展し、ひいては日本全体 の生産性向上につながっていくものと考えており

このような考え方の下、高い年収の確保、職務 輸くことができる高度プロフェッショナル制度を 働き方の選択肢として整備することが必要です。 同一労働同一賃金についてお尋ねがありました。 同一労働同一賃金と同一価値労働同一賃金は、 さま、学者により様々な異なる解釈があると承知 しています。

ーションが高まる処遇を受けられるようにすることのような雇用労働者の理由のない待遇差を埋め、と非正規雇用労働者の理由のない待遇差を埋め、いずれにせよ、大切なことは、正規雇用労働者

したものです。が合意した働き方改革実行計画に基づいて法案化ります。なお、同一労働同一賃金は、労使トップとです。今回の法案により、これを実現してまい

います。
差別のないことを要求するものであると承知しているものであり、これは、男女間に賃金についているものであり、これは、男女間に賃金について女労働者に対する同一報酬の原則の適用を求めてまた、ILO第百号条約は、加盟国に対し、男

であり、労使双方への周知啓発を進めているとであり、あってはならないことと考えています。 であり、あってはならないことと考えています。 であり、あってはならないことと考えています。 そのため、労使双方への周知啓発を進めていると

さらに、職場のパワーハラスメント防止対策を強化するため、有識者や労使関係者が参加した検告書を本年三月に取りまとめたところです。今後、この報告書を踏まえて、労働政策審議会においてこの報告書を踏まえて、労働政策審議会において、対策の在り方や論点等に関する報酬を対象の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

まず、勤務間インターバルについてお尋ねがあり○国務大臣(加藤勝信君) 石橋通宏議員より、〔国務大臣加藤勝信君登壇、拍手〕

ました

二%と最も多くなっており、認知度が低いこと、 じ翌日の出勤時刻を遅らせる場合に代替要員の確 制度の導入に当たって、突発的な事情で残業が生 理由としては、 眠時間を確保し、 ると考えられます。 保が困難であることなどの労務管理上の課題があ を見ると、 ありますが、 入している企業は一・四%にとどまっております。 勤務間インターバル制度の導入が進んでいない 勤務間インターバルは、働く方の生活時間や睡 当該制度を知らなかったためが四○・ 制度の普及状況を見ると、 制度導入の予定がない企業の理由 健康な生活を送るために重要で 制度を導

た。 上限規制の適用猶予についてお尋ねがありまし

の時間外労働の限度を適用することにしておりま今回、この取扱いを改め、新たに設ける罰則付き臣告示による指導の適用除外となっておりますが、臣告示による指導の適無除外となっておりますが、

自動車の運転業務については、他の産業に比べ

引慣行の問題など、個々の事業主の努力だけではて労働時間が長い実態があり、その背景には、取

解決できない課題もあります。

て解決していく時間が必要であり、五年間の猶予に守ることが求められるとともに、天候不順などの自然的条件により作業日程が圧迫されるなど、の自然的条件により作業日程が圧迫されるなど、をいた、医師については、求めがあれば診療を拒また、医師については、求めがあれば診療を拒また、医師については、求めがあれば診療を拒また、医師については、求めがあれば診療を拒また、といという応招義務が課せられているなどの特殊性を踏まえた対応が必要となります。

方の実現を目指してまいります。

方の実現を目指してまいります。医師については、具体的な規制の在り方にます。医師については、具体的な規制の在り方にます。医師については、具体的な規制の在り方にます。医がについては、長時間労働を是正するための建設業については、長時間労働を是正するための建設業については、長時間労働を是正するためのは、

○国務大臣

(林芳正君)

石橋先生から、

師

っております。この法案において、長年の取扱い時間の延長の限度等に関する基準の適用除外とな動車の運転業務については、大臣告示である労働動車の運転業務についてお尋ねがありました。

できない課題があります。 行の問題など、個々の事業主の努力だけでは解決の運転業務については、現に他の産業に比べて労の運転業務については、現に他の産業に比べて労大きな前進と考えておりますが、一方で、自動車大きなめ、罰則付きの上限規制を適用することは、

論し、答申を得た水準でもあります。

送、関係労組を構成員に含む労働政策審議会で議する働き方改革実現会議で取りまとめられ、そのまとしております。これは、労使トップが参画期日の五年後に年九百六十時間の規制を適用する期日の元め、自動車の運転業務については、施行

力をしてまいります。(拍手)して取り組み、将来的な一般則の適用に向け、努労働を是正するための環境整備に関係省庁と連携また、この五年の猶予期間においても、長時間

期間を設けたところであります。

[国務大臣林芳正君登壇、拍手]

・ 大部科学省で ・ 大部科学省で では、教師の長時間勤務の実態が明らかになって では、学校における働き方改革に取り組んでおりまして、学校における働き方改革に取り組んでおりまして、学校における働き方改革に取り組んでおりました。・ 大部科学省としまして、学校における働き方改革に取り組んでおりました。

対策を取りまとめております。に実行するための方策などを盛り込みました緊急は、学校や教師の業務の役割分担や適正化を着実

正に取り組んでまいりたいと考えております。要な環境整備等を通じて、教師の長時間勤務の是の適正化や勤務時間管理等に係る取組の徹底、必文科省としては、学校や教師の業務の役割分担

いと考えております。(拍手) 等に関する制度の在り方も含む教職員の勤務時間また、給特法の在り方については、現在中教審

## ○議長(伊達忠一君) 山下芳生君。

山下芳生君登壇、

拍手

革一括法案について安倍総理に質問します。○山下芳生君 日本共産党を代表して、働き方改

真摯な姿勢が全く伝わってきません。

東治家にとって言葉は命です。たとえ自らに不

のません。自らに掛けられた疑念に対する誠実で

があるなら、その言葉は国民の心に響くでしょ

なことであっても、真実に真摯に向き合う姿

過労死の悲劇を二度と繰り返さない、総理の言たの言葉は国民の心に響いているとお考えですか。総理、あなたにとって言葉とは何ですか。あな

法案は、

時間外労働の限度時間として、

月四十

止法に逆行する働き方改革関連法案、強行採決は寺西笑子会長は、衆議院の意見陳述で、過労死防葉です。しかし、全国過労死を考える家族の会の

絶対にやめてくださいと訴えました。

との面会を拒否したのはなぜですか。いことをどう受け止めますか。遺族が求めた総理、総理、あなたの言葉は過労死遺族に響いていな

の精査前のデータです。 残業しているわけではなくて、念のために結んで 三・九%から実に四八・五%に跳ね上がりました。 性がないということです。 おくと答弁しましたが、 のに対し、総理は、実際はこんなにしょっちゅう でいる実態を示し、異常と思わないかとただした 八十時間の過労死ラインを超える残業協定を結ん が党の志位委員長が、経団連役員企業の八割が月 の時間外労働が一千時間を超える企業の割合が、 別条項付き労使協定を結んでいる事業場で、 には変わりがないと言いますが、 値が次々発覚しました。調査自体がずさんで信用 二〇一五年二月二十日、 法案の根拠である労働時間調査で、 その根拠となったのがこ 衆議院予算委員会で我 加藤厚労大臣は、 精査の結果、 捏造や異常 年間 結論 特

審に差し戻すのが当然ではありませんか。はありませんか。根拠が崩れた以上、法案を労政総理、志位委員長に対する答弁は撤回すべきで

五時間、 りませんか。過労死が大きな社会問題となってい 戦後の労働基準法制定以来七十年ぶりの大改革と するのですか。 るときに、なぜ過労死を合法化するようなことを 死水準の残業に国がお墨付きを与えるだけではあ きの時間外労働の限度を設けるといっても、 残業を可能にしています。これでは、 月百時間未満、二ないし六か月平均で八十時間 自慢しますが、 年三百六十時間を法定化します。 法案は、 特別に事情があれば、 幾ら罰則付 政府は、 過労 単

認めますか。明らかになりましたが、その歯止めはないことをば三十日間で百六十時間の残業もあり得ることが、衆議院の質疑で、月をまたいで業務が集中すれ

働者に適用することです。 臣告示を労働基準法に明記し、例外なく全ての労五時間、月四十五時間、年三百六十時間という大五時間規制で最も実効性がある措置は、週十残業時間規制で最も実効性がある措置は、週十

去案は、浅葉弋ゼコ制度である高度プロフェッきです。総理、批准するつもりはありますか。日本と米国だけです。長時間労働をなくすという保択しています。一本も批准していない先進国は採択しています。一本も批准していない先進国は

間規制を全面的に適用除外にし、八時間労働制をショナル制度を導入します。この制度は、労働時法案は、残業代ゼロ制度である高度プロフェッ

高プロ導入をどれだけの人が希望しているのか。

労働生産性の向上を明記し、

国の施策に多様な就

する制度です。 根底から覆すものであり、戦後の労働法制を否定

総理は、時間ではなく成果で評価される働き方 を選択できるようにすると言います。しかし、既 に成果主義が導入された職場の実態は、成果を上 に成果主義が導入された職場の実態は、成果を上 これ以上、政府が成果主義をあおっていいのです これ以上、政府が成果主義をあおっていいのです か。成果主義で働く労働者にこそ労働時間規制が か。が、成果主義で働く労働者にこそ労働時間規制が か。が、成果主義で働く労働者にこそ労働時間規制が か。が、成果主義で働く労働者にこそ労働時間規制が が、のではありませんか。

死をなくすことはできるのですか。

「田難になります。総理、高プロを導入して過労にされてしまいます。実労働時間の把握が義務付にされてしまいます。実労働時間の把握が義務付にされてしまいます。実労働時間の把握が義務付にされてしまいます。実労働時間の把握が義務付にがないため、労災認定させることが極めて困難になります。総理、高プロを導入して過労をなくすことはできるのですか。

政府は、企業に健康管理時間を把握させ、一定 時間を超えれば医師が面談すると言いますが、過労 間を超えれば医師が面談すると言いますが、過労 死水準を超えてから医師の面談を受けても、労働 死水準を超えてから医師の面談を受けても、労働 を決していいでは、医師の面談後も残業させ と限規制がない下では、医師の面談後も残業させ ることが可能です。残業相当分が月百時 ででも違法とならないのではありませんか。

ないというのは驚きです。した。高プロ導入の根拠が僅か十二人の意見しか政府は、十二人からヒアリングをしたと答弁しま

はっきりお答えください。

世も残業代支払もなく、死ぬまで働かせても責任理も残業代支払もなく、死ぬまで働かせても責任理のではありませんかのではありませんかのではありませんが、の場度は、企業にとって実労働時間管

ですか。 過労死したNHK記者、佐戸未和さんの母、恵 美子さんは、午前三時まで働き朝六時に出社、せ がてインターバル規制があれば娘は死ななくて済 めてインターバル規制があれば娘は死ななくて済 あれば、連続十一時間の休息時間、勤務間インタ あれば、連続十一時間の休息時間、勤務間インタ あれば、連続十一時間の休息時間、勤務間インタ あれば、連続十一時間の休息時間、勤務間インタ あれば、連続十一時間の休息時間、勤務間インタ

ラ回、雇用対策法の名称を変え、法律の目的に 時間を規制することにつながる大切な制度です。 十一時間という時間を明記して法制化すべきです。 す。しかし、法案には同一賃金を実現すると言います。 しかし、法案には同一賃金を実現すると言います。 また、法案によって均等待遇になるパート労働 また、法案によって均等待遇になるパート労働 また、法案によって均等待遇になるのですか。 する回、雇用対策法の名称を変え、法律の目的に

業形態の普及を追加しています。

会で答弁しています。 一九六六年に制定された雇用対策法は、完全雇用の達成を国の政策の目標として宣明し、労働者の職業の安定と経済的、社会的地位の向上を図るの職業の安定な雇用形態の是正を図るため、雇用形態の改善等を促進するために必要な施策を充実することを国の措置すべき施策として明記しました。まることを国の措置すべき施策として明記しました。まな立場に置かれるということは間違っていると国な立場に置かれるということは間違っていると国な立場に置かれるということは間違っていると国な立場に置かれるということは間違っていると国

答弁を求めます。
なぜ雇用政策を変質させるのか、
のてしまいます。なぜ雇用政策を変質させるのか、
的とするのですか。これでは単なる経済政策にな
今回、なぜ異質な労働生産性の向上を法律の目

ています。この方向での法改正こそ必要です。施策として、国が雇用対策を講じることを要請し憲法二十七条が保障する労働権を実現するための日本政府も批准しているILO雇用政策条約は、

ことを強く訴えて、質問を終わります。(拍手)日本の経済と社会をまともに発展させる道であるをつくることこそ国民が求める働き方改革であり、をのくることこそ国民が求める働き方改革であり、をのくるに、男性も女性も、正社員も非正規雇用労

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 山下議員にお答 (内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手)

えをいたします。

こ。 私の言葉と面会要請についてお尋ねがありまし

けています。今後も一層努力してまいります。民の皆様に御説明し、お伝えできるよう常に心掛始めとする必要な政策等について、私の言葉で国始めとする必要な政策等について、私の言葉で国

おります。 などを内容とする働き方改革関連法案を提出して 決意の下、罰則付きの時間外労働の上限を設ける いという強い

であります。
労働省において承らせていただくこととしたもの
労働省において承らせていただくこととしたもの
庁である、その内容、経緯等を熟知している厚生
の策的な御意見であることから、法案の担当省

ります。
後に更に訂正を行うこととなったことは遺憾であ委員御指摘の調査について、一度精査を行った要員の時間の調査についてお尋ねがありました。

となったデータについても同様であると聞いております。御指摘の平成二十七年の私の答弁の根拠の変化は見られないと答弁していると承知してお認等を行い、九千を超えるサンプルを再集計した認等を行い、九千を超えるサンプルを再集計した

ります。

の撤回や法案の差戻しの考えはありません。当との答申が取りまとめられたところです。答弁様々な資料を確認しながら現場の実情に通じた労様ののでは、労働政策審議会では、この調査ではなく、

時間外労働の上限規制についてお尋ねがありま

した。

月四十五時間かつ年三百六十時間です。時間外労働の上限規制は、あくまで原則として

度とするものであります。

その上で、臨時的な特別の事情がある場合に該当すると労使が合意した場合に限り、上限は年七当すると労使が合意した場合に限り、上限は年七当すると労使が合意した場合に限り、上限は年七

他方、単月百時間未満といった特例の時間外労働を安易に認めるということではなく、昨年三月に労使トップにより、月四十五時間、年三百六十に労使トップにより、月四十五時間、年三百六十に方はなされました。政府としては、これを受いた指針を新たに定め、労使に対し、必要な助言、けた指針を新たに定め、労使に対し、必要な助言、

います。 国内法制との整合性についてなお検討すべき点が 国内法制との整合性についてなお検討すべき点が はお、御指摘のILO条約の批准については、

お尋ねがありました。 高度プロフェッショナル制度の過労死について

義をあおるとの御指摘は当たりません。自律的な働き方を可能とする制度であり、成果主きる、高い交渉力を有する高度専門職に限って、成果で評価される働き方を自ら選択することがで成果で評価される働き方を自ら選択することがで

また、高度プロフェッショナル制度においてもまた、高度プロフェッショナなどを使用者に義務付けることとしています。こうした措置を通じて、高度プロフェッショナル制度で働く方々の健康確保に遺漏なきを期してル制度で働く方々の健康確保に遺漏なきを期してい制度で働く方々の健康確保に遺漏なきを期してい制度で働く方々の健康を確保に遺漏なきを期していります。

くものと承知しております。実態がどうであったかを調査し、認定を行ってい記録や同僚への聞き取りなど、様々な方法によりショナル制度の方であっても、会社への入退館のなお、労災認定に当たっては、高度プロフェッ

いてお尋ねがありました。
高度プロフェッショナル制度と長時間労働につくものと承知しております。

自律的な働き方を可能とする制度です。きる、高い交渉力を有する高度専門職に限って、成果で評価される働き方を自ら選択することがで成果で評価される働き方を自ら選択することがで

その対象となった方についても、長時間労働を

の措置等の実施を義務付けています。
し、医師による面接指導を罰則付きで義務付ける
とともに、その結果に基づいた医師の意見を踏ま
とともに、その結果に基づいた医師の意見を踏ま
とともに、その結果に基づいた医師の意見を踏ま

まいります。
ル制度で働く方々の健康確保に遺漏なきを期してこれらの措置を通じて、高度プロフェッショナ

のであります。
のであります。
のであります。
のであります。
のであります。
のであります。
は認められないこととなります。また、この場合は
には、法定労働時間に違反するとともに、割増し
には、法定労働時間に違反するとともに、割増し

死への懸念についてお尋ねがありました。高度プロフェッショナル制度の導入根拠と過労

賃金が平均的な労働者に対して著しく高いこと、 参加した労働政策審議会で審議を行い、取りまと 満たす場合に限定されています。 において取りまとめられました。 経験者から制度創設の意見があり、 た建議に基づき法制化を行ったものであります。 具体的に対象者は、 高プロ制度は、 産業競争力会議で経済人や学識 法律上、 次の三つの要件を 第一 その後、 日本再興戦略 に、 年間の 労使が

> 個々に書面等により同意していること。 回る水準、現状では千七十五万円以上の方である こと。第二に、専門性があり、通常の労働者と異 ること、いわゆるジョブディスクリプションがあ ること、いわゆるジョブディスクリプションがあ ること、いわゆるジョブディスクリプションがあ ること、いわゆるジョブディスクリプションがあ ること、いわゆるジョブディスクリプションがあ ること、いわゆるジョブディスクリプションがあ ること、いわゆるジョブディスクリプションがあ ること、いわゆるジョブディスクリプションがあ ること、いわゆるジョブディスクリプションがあ

保に遺漏なきを期してまいります。
高度プロフェッショナル制度で働く方々の健康確置を強化しております。これらの措置を通じて、間百四日の休日確保の義務付けなど、健康確保措

た。
勤務間インターバルについてお尋ねがありまし

は制度の普及促進が重要です。では少数の企業が導入しているのみであり、まずでは少数の企業が導入しているのみであり、まず

度を導入する中小企業に対する助成金の活用や好務として規定することとしています。さらに、制そのため、今回の法案では、その導入を努力義

し、普及を図ってまいります。事例の周知を通じて、労使の自主的な取組を推

不合理な待遇差を埋めるものであります。
「会回政府が導入しようとしている同一労働同一労働同一の一労働同一の関目の対象を関係を表す。」
「会回政府が導入しようとしている同一労働同一労働同一の関係を表す。」

働者が裁判で争えることを保障しています。として、雇用形態による不合理な待遇差を禁止すとして、雇用形態による不合理な待遇差を禁止する規定を明記しており、この規定に基づき、不合として、雇用形態による不合理な待遇差を禁止す

大学国では氏に可能の可能が正式ないで、 労働同一賃金の保護を受けることになります。 程度であり、これらの方々は、本法案により同一程度であり、これらの方々は、本法案により同一のでは、大学によりの一種であり、

欧州諸国では既に同様の制度が施行されていますが、例えばドイツ、フランス、イギリスでは、すが、例えばドイツ、フランス、イギリスでは、者の七○%台から八○%台となっており、いかなる待遇差が不合理とされ、いかなる待遇差が合理とされ、いかなる待遇差が合理とされ、いかなる待遇差が合理とされ、いかなる待遇差が不合理とされ、いかなる特遇差が不合理とされ、いかなる待遇差が不合理とされています。

お答えすることは困難ですが、不合理な待遇差の雇用労働者との待遇差がどの程度是正されるかを下タイム労働者と有期雇用労働者について、正規このため、本法案により、我が国においてパー

解消を図ってまいります。

雇用対策法の改正についてお尋ねがありました。 雇用対策法の改正についてお尋ねがありました。 
定式長していくためには、労働生産性の向上を通じた成長と分配の好循環を構築していくことが重度性の向上は、この趣旨を明らかにしたものです。 
あわせて、一人一人の事情に応じた多様な働き方あわせて、一人一人の事情に応じた多様な働き方のがするため、雇用の安定と職業生活の充実もに対応するため、雇用の安定と職業生活の充実もに対応するため、雇用の安定と職業生活の充実もに対応するため、雇用の安定と職業生活の充実も

図ることとしたものであります。(拍手)政策の目指す完全雇用の達成と経済社会の発展を金の実現などの働き方改革によって推進し、雇用金の実現などの働き方改革によって推進し、雇用

## )議長(伊達忠一君) 東徹君。

〔東徹君登壇、拍手〕

関係法律の整備に関する法律案について質問いた会派を代表して、働き方改革を推進するためのの東徹君 日本維新の会の東徹です。

まず、現状について伺います。

で、法案から裁量労働制に関わる部分が削除され、かし、裁量労働制についての不適切なデータ問題本法案を最重要法案として扱われてきました。し安倍総理は、今国会を働き方改革国会と称して、

議に至ることができませんでした。 場中審議が二回行われるなど、なかなか法案審 の、東京労働局長の特別指導等の問題発言に関す の、東京労働局長の特別指導等の問題発言に関する集中審議が一 の、東京労働局長の特別指導等の問題発言に関する集中審議が一

労働生産性について伺います。考えなのか、安倍総理の見解をお伺いいたします。が、このような厚生労働省の現状をどのようにおが。

弁されています。

、労働生産性を改善するための最良の手段と答て、労働生産性を改善するための最良の手段と答

向上しません。 現在の我が国の労働生産性はOECD諸国の中 現在の我が国の労働生産性はOECD諸国の中 現在の我が国の労働生産性はOECD諸国の中

で経済成長を遂げてきた歴史があります。を下げ、いいものを低価格で顧客に提供すること国では、業務の効率化が行われた場合、逆に価格の価格を上げていかなければなりませんが、我がのはら、商品やサービスに付加価値を付け、そ

働生産性の向上についてどのような手段で達成す働き方改革を経済成長につなげる前提である労

茶審 ズな就職が可能になる反面、新卒時の就職がうよ関す 内で人材育成することを前提に、若年者のスムー地の 学生の新卒一括採用について伺います。出も るのか、安倍総理のお考えをお伺いいたします。

世界でも珍しい我が国の新卒一括採用は、企業 人いかなかった者との間に格差が生じています。 くいかなかった者との間に格差が生じています。 少子高齢化による人手不足やAIの導入など、技 少子高齢化による人手不足やAIの導入など、技 がを経済環境の急激な変化に対応するためには、 様々な経験を有する幅広い年代の人材が活用され ていかなければなりません。

安倍総理の見解をお伺いいたします。環境の整備を始めとする雇用の流動化について、環境の整備を始めとする雇用の流動化について、

働き方改革の効果について伺います。

か、安倍総理にお伺いいたします。
すが、本法案によって本当にそれが実現できるのなど、多様な働き方が可能となると言われていまなど、多様な働き方が可能となると言われていま

れます。
がれば、出生率の改善にもつながり得ると考えらがれば、出生率の改善にもつながり得ると考えらが業者が増えたり非正規で働く人の給与水準が上のに、多様な働き方が実現でき、子育て世代の

をお伺いします。いてどのように考えているのか、安倍総理の見解いてどのように考えているのか、安倍総理の見解そこで、働き方改革と少子化対策との関係につ

くのか、安倍総理にお伺いいたします。 方改革として具体的にどのような対策を講じてい る人が働くことのできる社会をつくるため、働き の割合は拡大していくと見込まれます。高齢者や、 上がっていくことから、疾病を抱えながら働く人 病気の治療をしながら働くことを希望す 高齢化の進展により労働者の平均年齢が

取

用意しておかないと、 時間規制が一律に適用されていても、自分のペー 保障などの面で不利が生じてしまいかねません。 から請負に契約形態が移り、働く人にとって社会 きで導入されますが、 もいます。本法案では長時間労働の規制が罰則付 スで土曜日、 現実には、 高度プロフェッショナル制度について伺います。 会社員として雇用関係に基づく労働 日曜日、 時間に縛られない働き方を 罰則を回避するため、 祝日や深夜に働いている人 雇用

する手続を定めることとしました。 と法案の修正協議を行い、高度プロフェッショナ 使用者、労働者双方のメリットについてどのよう に考えているのか、安倍総理にお伺いいたします。 るためにもこの制度は必要であると考えますが、 旦同意した労働者も実施後に高プロから外れる 、制度については、労働者がした同意の撤回に関 我が会派は、 雇用関係の下で安心して働ける選択肢を用意す 労働者にとって出入りが可能な新しい働き 五月二十一日、 与党及び希望の党 これにより、

方の選択肢を用意することができます。

 ۆر いことを明確に示すべきと考えますが、加藤大臣 ことを恐れて、撤回しないことがあり得ます。 する場合には適用されません。そのため、 労働者に安心して高プロを選択してもらえるよ り扱われることを禁止した規定は、 撤回によって不利益に取り扱われることがな 撤回によって会社から不利益に取り扱われる 方で、同意を拒否したことを理由に不利益に 同意を撤回 労働者

は、

た場合、 り二十四時間働かされることもあり得ると指摘さ れています。 れており、政府は、このような業務命令が出され また、 高プロの要件を満たさなくなると答弁さ 高プロについては、 過大な業務命令によ

の見解をお伺いいたします。

そもそも出されないよう、 の見解をお伺いいたします。 で示すなどの対策が必要と考えますが、 高プロの趣旨に反するような過大な業務命令が 政省令やガイドライン 加藤大臣

同 一労働同一賃金について伺います。

では、 することによって維持されており、このような正 障と年功賃金が保障されている現在の正社員制度 することは重要です。しかし、 ために、賃金などに生じている大きな格差を是正 類似の業務にもかかわらず、 低コストの非正規労働者を雇用の調整弁と 定年までの雇用保 雇用形態の違いの

規と非正規の労労対立こそ問題の本質です。

えますが、 う非正規という言葉をなくすことはできないと考 労働基準監督署の業務の民間委託について伺い 正社員制度の見直しがなければ、安倍総理 安倍総理の見解をお伺いいたします。 0

もので、評価しております。 委託しようとしています。これは、 協定が未届けの事業所に対する相談指導を民間に 基署等の業務の民間委託などに関する提案に沿う 厚生労働省は、 本年度の予算措置として、 我が会派の労

ます。 すが、今後の取組について加藤大臣の見解を伺 サービス残業の撲滅につなげていくことでありま 督官が本来行うべき監督業務に集中し、 重要なことは、民間委託によって、 労働基準監 過労死や

どのように考えているのか、安倍総理に伺います。 員制度の普及や、 が求められています。 共働き世帯が上回っており、 と考えますが、今後のあるべき労働政策について 提とする我が国の労働法制を大きく転換するもの 賃金の導入は、正社員の長期雇用、 また、 本法案にある長時間労働の是正や同 最後に、今後の労働政策等について伺います。 現在の我が国では、 共働き世帯を前提とする税や社 職種や地域を限定した正 これに対応した制度 専業主婦世帯よりも 年功賃金を前

を伺います。 会保障制度への見直しについて、安倍総理の見解

ていくことは重要であります。
はもちろんのこと、生産年齢人口も減少していきます。経済成長や社会保障制度の持続可能性を考えた場合、より多くの人が働きやすい環境を整えればし、とは、生産年齢人口も減少していき

本法案には、八つの法案を束ねたもので多くの本法案には、八つの法案を束ねたもので多くの本法案には、八つの法案を束ねたもので多くの本法案には、八つの法案を束ねたもので多くの本法案には、八つの法案を束ねたもので多くの

えをいたします。 ○内閣総理大臣(安倍晋三君) 東徹議員にお答○内閣総理大臣(安倍晋三君登壇、拍手〕

法案審議についてお尋ねがありました。 厚生労働省における種々の問題により、国会、 の皆様から厳しい目線が向けられているこ 国民の皆様から厳しい目線が向けられているこ とを真摯に受け止めながら、厚生労働省においてとを真摯に受け止めながら、厚生労働省においてのます。

一方で、働き方改革は、誰もがその能力を発揮

倍政権として全力を傾注してまいります。あり、これを実現する本法案の成立に向けて、安戦後の労働基準法制定以来七十年ぶりの大改革でできる労働制度へと抜本的に改革するものです。

ればなりません。
少子高齢化に立ち向かい、経済成長を実現して少子高齢化に立ち向かい、経済成長を実現して

今般の働き方改革により、史上初めて、三六協会般の働き方改革により、史上初めて、三六協定でも超えてはならない、罰則付きの時間外働を是正すれば、経営者はどのように働いてもらうかに関心を高め、労働生産性が向上します。長時無論、安倍内閣が取り組む働き方改革は、労働生産性の向上を長時間労働の是正のみで実現しようとするものではありません。

同一労働同一賃金を実現し、正規雇用労働者と を働くモチベーションを高め、労働生産性を向上 とで、自分の能力を評価されているという納得感 とで、自分の能力を評価されているという納得感 とで、自分の能力を評価されているという納得感 とで、自分の能力を評価されているという納得感 とで、自分の能力を評価されているという納得感

ます。
さらに、高度プロフェッショナル制度を導入し、さらに、高度プロフェッショナル制度を導入し、

長見こと力とないしてはいります。働き方改革こそが労働生産性を改善するための

雇用の流動化についてお尋ねがありました。実現に全力を尽くしてまいります。

生は、時代に適合しなくなっています。
者に退職して老後の生活を送るという単線型の人社に入り、その会社一社で勤め上げて、定年で一社に入り、その会社一社で勤め上げて、定年で一

私の目指す働き方改革は、誰もが、幾つになっても、学び直しをしながら新たなチャレンジをすで学び直しをし、その学び直しによって更にキャで学び直しをし、その学び直しによって更にキャップできる、職種も変わることができる、職種も変わることができる、職種も変わることができる、職種も変わることができる、職種も変わることができる、職種も変わることができる、職種も変わることができる、職種も変わることができる、職種も変わることができる、職種も変わることができる、職種も変わることができる。

材育成も難しくなっています。ける急速な技術革新が進展する中、企業内での人また、第四次産業革命と呼ばれるIT分野にお

採用の機会を拡大してまいります。 積極的な上場企業を集めた協議会を設置し、中途に、企業の採用も変わる必要があり、中途採用にこのため、リカレント教育の充実を図るととも

きる環境整備に取り組んでまいります。誰もが、幾つになっても新たなチャレンジがで

少子化対策との関係についてお尋ねがありまし

た。

少子化の原因になっています。確保だけでなく、仕事と生活との両立を困難にし、我が国の慣行である長時間労働の問題は、健康

1。 支い、男性も子育てを行う環境が整備されま ランスが改善し、子育て中の女性も仕事に就きや 長時間労働を是正すれば、ワーク・ライフ・バ

も貢献すると考えています。と非正規の労働者の不合理な待遇差を是正していけば、中間層が厚みを増し、より多くの方が豊かけば、中間層が厚みを増し、より多くの方が豊かまた、同一労働同一賃金の実現を通じて、正規

ねがありました。 高齢者の方や病気の方が働くことについてお尋

発揮できる社会をつくることが必要です。など、誰もが生きがいを持ってその能力を最大限なき方改革によって、高齢者や病気を抱える方

り組んでまいります。 り組んでまいります。 り組んでまいります。 かが、治療と仕事を両立するための総合的な支援をは、治療と仕事を両立するための総合的な支援を が、治療と仕事を両立するための総合的な支援を は、治療と仕事を両立するための総合的な支援を は、治療としないのに、

てお尋ねがありました。
高度プロフェッショナル制度のメリットについ

従来の発想を乗り越え、自らの創造性を発揮できできるものです。労働時間に画一的な枠をはめる成果で評価される働き方を自ら選択できることが成果で評価される働き方を自ら選択できることが

ります。 自律的で創造的な自由な働き方の選択が可能とな働く方にとっては、時間や場所にとらわれない、

るようにするための制度です。

また、今日、活力ある日本を維持していくためには、高い付加価値を生み出す経済を追求していの意欲や能力を最大限発揮し、創造的に付加価値を生み出していくことは、企業にとっても我が国を生み出していくことは、企業にとっても我が国を生み出していくことは、企業にとっても我が国を生み出していくことは、企業にとっても大きなメリットになると考えます。

えています。

はの労使で話し合い合意して選択すべき事項と考った雇用慣行の在り方については、基本的に、各った雇用慣行の在り方については、基本的に、各った雇用慣行の在り方についてお尋ねがありました。

が、幾つになっても、学び直しをしながら新たな社に入り、その会社一社で勤め上げて、定年で一社に入り、その会社一社で勤め上げて、定年で一社に入り、その会社一社で勤め上げて、定年で一社に入り、その会社一社で勤め上げて、定年で一

きと考えています。 チャレンジをする選択肢を確保できるようにすべ

ります。
こうした中で、どのような雇用形態を選択してまいる、多様な働き方を自由に選択できる社会を実現る、多様な働き方を自由に選択できる社会を実現正規雇用労働者と非正規雇用労働者の理由のない正規雇用労働者と非正規雇用労働者の理由のない。

今後の労働政策についてお尋ねがありました。 り良い将来の展望を持ち得るようにすることです。 り良い将来の展望を持ち得るようにすることです。 長時間労働を是正すればワーク・ライフ・バラン 長時間労働を是正すればワーク・ライフ・バラン 長時間労働を是正すればワーク・ライフ・バラン を埋めていけば、自分の能力を評価されていると を埋めていけば、自分の能力を評価されていると いう納得感につながります。

進めていきます。 生功序列賃金、終身雇用といった日本型雇用慣 年功序列賃金、終身雇用といった日本型雇用慣 年の序列賃金、終身雇用といった日本型雇用慣

ねがありました。
多様な正社員や税、社会保障制度についてお尋

を導入する企業への助成等を実施しています。るため、職種や地域を限定した多様な正社員制度正規、非正規という働き方の二極化の解消を図

おいて、配偶者控除の見直しを行いました。点から、税制については、平成二十九年度改正にむ仕組みを構築することが重要です。こうした観む仕組みを構築することが重要です。こうした観また、働きたい人が就業調整を意識しなくて済

えています。

君保険の適用拡大を進めていくことが重要と考含め短時間労働者の労働参加を促進するため、被含め短時間労働者の労働参加を促進するため、被さらに、社会保障については、個人の働き方は

させます。(拍手) 残余の質問につきましては、関係大臣から答弁

[国務大臣加藤勝信君登壇、拍手]

についてお尋ねがありました。 高度プロフェッショナル制度における同意の撤回○国務大臣(加藤勝信君) 東徹議員より、まず、

できないこととされました。おいて同意の撤回手続も定めなければ制度は導入を議院における修正により、労使委員会の決議にあることを要件としております。この点に関して、あることを要件としております。この点に関して、

を確保するため、労使委員会の決議事項に関するその上で、今後、対象労働者の適正な労働条件

に明確化する方向で検討してまいります。撤回によって不利益に取り扱われないことを指針指針を策定することとしており、御指摘の同意の

大な業務命令についてお尋ねがありました。高度プロフェッショナル制度の趣旨に反する過します。

高度プロフェッショナル制度は、時間や場所にとらわれない自律的で創造的な働き方を可能とお問的知識を必要とし、その性質上従事した時間と門的知識を必要とし、その性質上従事した時間とめられるものとして厚生労働省で定める業務となめられるものとして厚生労働省で定める業務となっております。

これにこう、特別已分等に関いる方動者の成型に明記する方向で検討してまいります。分は労働者自らが決定するものであることを省令この趣旨を踏まえ、働く時間帯の選択や時間配

の適用は認められないこととなります。の要件を満たさず、高度プロフェッショナル制度を奪うような業務命令が行われる場合には、法令をするより、時間配分等に関する労働者の裁量

ねがありました。 労働基準監督署の業務の民間委託についてお尋

導を実施し、労使における適切な対応を促進するめた上で、労務管理の専門家による任意の相談指を労働基準監督署に届けていない事業者、事業場を労働基準監督署に届けていない事業者、事業場を労働基準監督署に届けていない

こととしております。

委員の御指摘については、今年度より、働き方 な革を通じて、働く方々の労働条件をしっかり守 なずしも十分でない中小企業等に対するきめ細や 必ずしも十分でない中小企業等に対するきめ細や 必ずしも十分でない中小企業等に対するきめ細や がな支援を行っております。

(拍手) 行政の効果的、効率的な推進に努めてまいります。 今後とも、これらの取組を通じ、労働基準監督

○議長(伊達忠一君) これにて質疑は終了いた

午後零時十五分散会本日はこれにて散会いたします。